

交通事故や第三者行為によりケガや病気をしたき…

健康保険証を利用する、あるいは利用したときは、 すぐにSCSK健保にご連絡ください

交通事故等にあった場合、健康保険証は利用できるの？

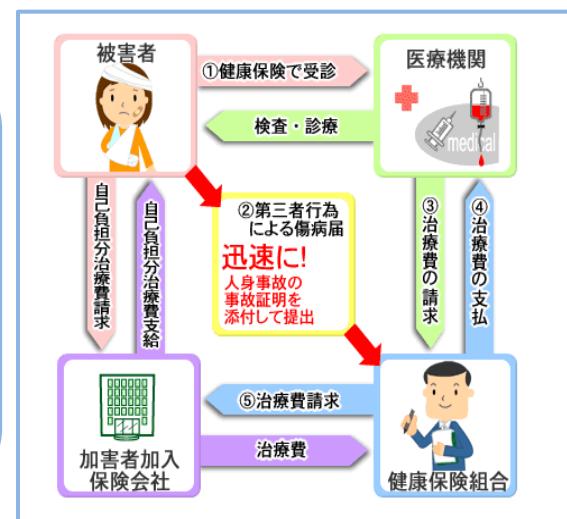
交通事故など第三者行為によって負傷や病気をした場合でも、健康保険証を利用して治療を受けることは可能です。ただし、その場合には、当健保に「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

第三者行為による傷病届 ;http://www.kenpo.gr.jp/scsk-kenpo/sinsei/pdf/s03_daisansya-shobyo.pdf

なぜ「第三者行為による傷病届」が必要なの？

当健保では、治療費の内の基本7割を負担し、後日、加害者もしくは加害者が加入している保険会社に、この費用を請求します。この請求を行なうための基礎情報を得るために、「第三者行為による傷病届」をご提出いただきます。

なお、この請求は過失割合の大小に関わらず行ないます。



健康保険証を利用した場合の注意点

健康保険証を利用して治療を受け、加害者と金銭の授受に関する話し合いをする際は、必ず当健保にご連絡ください。特に加害者と示談を結んでしまいますと、当健保が負担した治療費の7割を加害者へ請求ができなくなります。その場合、当健保が負担した費用を被害者に返納していただくこともあります。示談される前には必ず、当健保にご相談ください。

注)健康保険法では、過失割合に関わらず、健保加入者を被害者と定義しています。

第三者行為とは？

交通事故や喧嘩などで、他人（第三者）からケガをさせられた場合のことをいいます。最近、自転車同士の衝突による負傷も散見されますが、この場合も第三者行為となりますので、健康保険証を利用する、あるいは利用したときは、「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

交通事故にあった場合、どうしたらいいの？

➤ 警察へ連絡

小さな事故でも必ず、警察に届け、必要があれば「交通事故証明書」発行の手続きをしましょう。

➤ 加害者の確認

加害者の氏名、住所、連絡先、車のナンバー、加害者の自動車保険等を確認し、後日、連絡が取れるようようにしておきましょう。

➤ 病院へ受診

軽いケガでも病院へ受診をしましょう。その際、必ず領収証をもらいましょう。

➤ 健康保険組合へ連絡

健康保険で治療を受ける場合、あるいは受けた場合は、必ず当健保へ連絡し、必要な書類を提出しましょう。

※過失割合にかかわらず、ご連絡ください。

業務上、通勤途上で第三者行為により負傷した治療費について

原則として、健康保険証は利用できません。

労働者災害補償保険が適用されることになりますので、各事業所担当者へお問い合わせください。
なお、すでに健康保険証を利用された場合は、当健保までご連絡ください。

当健保からの問い合わせにご協力ください

当健保では、医療費適正化の観点より、医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）を確認し、負傷原因が第三者によるものと思われる場合や、疾病名が骨折などの場合には、負傷原因の問い合わせをさせていただいております。当健保から問い合わせには、速やかにご回答をいただきますようご協力ををお願いいたします。

【問合せ先】

SCSK健康保険組合

〒107-0062 東京都港区南青山2-26-1

TEL : 03-6438-4005

FAX : 03-6438-4001

<http://www.kenpo.gr.jp/scsk-kenpo/>